

今後の財政健全化の基本的方向について

1. 県の財政健全化は、これまでの取組みにより、概ね当初の目標に沿って推移してきている。

しかし、今後も健全化の努力を継続しなければ、毎年度80億円から140億円程度の収支不足が見込まれ、平成29年度における収支均衡の目標達成に向けて、引き続き、歳入・歳出両面において健全化を進めていく必要がある。

2. その際、今後においては、消費税引き上げの影響、欧米や新興国の経済見通し、そして国の地方財政対策などが不透明な状況にあることも踏まえ、経済動向等をよく注視しながら、健全化を進めていく必要がある。

3. このため、平成24年度及び25年度に執ってきた経過監視の期間を、次の消費税引き上げが法律上、予定されている27年度まで2か年延長して、適切な経済財政運営に努める。

4. この2か年間においては、基本的に以下のような取組みを継続するが、その具体的な内容については、今後、国の来年度予算における地方財政対策など、諸情勢を踏まえ、改めて検討し公表する。

(1) 行政の効率化・スリム化

- ・ 内部管理経費の縮減
- ・ 職員の定員管理

(2) 事務事業の見直し

- ・ 予算の重点化・効率化
- ・ 県債残高の縮減

(3) 財源の確保

- ・ 県税収入等の確保
- ・ 執行節減等決算段階での財源の確保